

計量法施行規則第 90 条第 2 項の規定に基づく計量器等の種類の規程

計量法校正事業者登録制度(JCSS)において、計量法施行規則第 90 条第 2 項の規定に基づく計量器等の種類の、次の表のとおり定める。

なお、計量法施行規則第 90 条の 2 のただし書に基づく校正手法の区分の告示が行われているもののうち、計量器等の種類が定められていないものについては、JCSS 等技術委員会分野別分科会等で準備ができた時点で順次追加していくこととする。

表 登録に係る区分に対応する校正手法の区分ごとの計量器等の種類

登録に係る区分	区分の名称	校正手法の区分の呼称	計量器等の種類					
長さ	長さ	波長計量器	633 nm 領域の波長					
			532 nm 領域の波長					
			1.5 μm 帯(Cバンド)の波長					
		一次元寸法測定器	一次元寸法測定器	一次元寸法測定器	ブロックゲージ(光波干渉測定法による)			
					ブロックゲージ(比較測定法による)			
					各種長さ測定用校正器で測定面が平面であるもの(光波干渉測定法による)			
					各種長さ測定用校正器で測定面が平面であるもの(比較測定法による)			
					標準尺			
					直尺			
					直尺(端面が基点のもの)			
					鋼製巻尺			
					ダイヤルゲージ			
					てこ式ダイヤルゲージ			
					ダイヤルゲージ校正器			
					シリンダゲージ			
					電気マイクロメータ			
					ノギス			
					ハイトゲージ			
					デプスゲージ			
					マイクロメータ			
					指示マイクロメータ			
					リングゲージ			
					プラグゲージ			
					伸び計校正器			
					伸び計			
					距離計	光波距離計		
					形状測定器	形状測定器	形状測定器	平面度
								一次元回折格子

			座標測定機	
			座標測定機用ゲージ	
			表面性状	
			真円度	
			歯車	
			球	
質量	質量	分銅等	分銅、おもり	
		はかり	電子式非自動はかり	
			機械式非自動はかり	
時間、周波数及び回転速度	時間・周波数及び回転速度	時間・周波数測定器等	周波数標準器	
			周波数発生器	
			周波数測定器	
			時間間隔発生器	
			時間間隔測定器	
			回転速度測定器	
温度	温度	接触式温度計	定点実現装置	
			抵抗温度計(定点校正法)	
			抵抗温度計(比較校正法)	
			ガラス製温度計	
			熱電対(定点校正法)	
			熱電対(比較校正法)	
			指示計器付温度計(定点校正法)	
			指示計器付温度計(比較校正法)	
		温度計校正装置		
		放射温度計	定点実現装置	
			可視・近赤外放射温度計(定点校正法)	
			可視・近赤外放射温度計(比較校正法)	
			温度可変黒体炉装置	
			赤外放射温度計	
光度、放射強度、光束、輝度及び照度	光	光度標準電球等	光度標準光源(ランプ、ディスプレイ、発光素子)及び光度測定器	注意: 校正装置の追加を要せず、かつ、光の一つの校正量のみで換算可能な場合は同一の種類として扱う。
			光束標準光源(ランプ、ディスプレイ、発光素子)及び光束測定器	
			分光全放射束標準光源(ランプ、ディスプレイ、発光素子)及び分光全放射束測定器	
			照度標準光源(ランプ、ディスプレイ、発光素子)及び照度測定器	
			分光放射照度標準光源(ランプ、ディスプレイ、発光素子)及び分光放射照度測定器	
			分布温度標準器(分布温度標準電球、分布温度測定器)	
			輝度標準光源(ランプ、ディスプレイ、発光素子)、輝度率拡散板、輝度測定器、分光放射輝度標準光源及び分光放射輝度測定器	

			分光応答度標準器(分光応答度標準検出器(フォトダイオード、光電管等)、狭帯域分光放射束標準光源等)
			照度応答度標準器(照度標準光源(ランプ、ディスプレイ、発光素子)、照度測定器)
			測色量(色彩計、色度)
			分光分布
			放射量
			その他、分類に掲げる校正量により求められる変換量又は組立量はそれぞれ別種類とする。
角度	角度	角度測定器	ロータリエンコーダ ロータリエンコーダ校正装置
体積	体積	液体体積計	メスシリンダー、フラスコ ピペット、シリンジ、ボトルトップディスペンサ ビュレット
速さ	速さ	速さ測定器等	車速計 材料試験機に用いる速度計
速さ、質量流量及び流量	流量・流速	気体流量計	気体用流量計
		液体流量計	水用流量計、微小用流量計 石油用流量計(灯油・軽油)、石油用流量計校正装置(灯油・軽油) 石油用流量計(ガソリン)、石油用流量計校正装置(ガソリン) 石油用流量計(重油・工業用潤滑油)、石油用流量計校正装置(重油・工業用潤滑油)
		気体流速計	気体用流速計
加速度及び振動加速度レベル	振動加速度	振動加速度測定装置等	レーザ干渉式振動校正装置 振動加速度計 振動加速度計校正器
電流、電圧、静電容量、インダクタンス、電気抵抗、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量及び皮相電力量であって、直流又は周波数が主として 1 メガヘルツ以下のもの	電気(直流・低周波)	直流・低周波測定器等	直流抵抗器 直流抵抗測定装置 直流電圧発生装置 直流電圧測定装置 直流電圧分圧器 直流電圧比測定装置 直流電流発生装置 直流電流測定装置 直流電流分流器 直流変流器 電荷発生装置 電荷測定装置 交流電圧発生装置 交流電圧測定装置 交流電圧比測定装置 交流電圧交直電圧比較装置

			交流電流発生装置
			交流電流測定装置
			交流電流交直電流比較装置
			温度指示計器校正装置
			温度指示計器
			オシロスコープ
			交流電荷増幅器
		電力測定器等	電力変換器
			電力発生装置
			電力測定装置
			電力量発生装置
			電力量測定装置
			交流電圧計器用変圧器
			交流電流変流器
			交流電流分流器
		低周波インピーダンス測定器等	誘導分圧器
			キャパシタ
			キャパシタンス測定装置
			交流抵抗器
			交流抵抗測定装置
			インダクタ
			インダクタンス測定装置
電圧、インピーダンス、電力及び電磁波の減衰量であって、周波数が主として 1メガヘルツより高いもの並びに電界の強さ、磁界の強さ及び電磁波の電力密度	電 気（高周波）及び電磁界	高周波測定器等	高周波電力発生装置
			高周波電力測定装置
			高周波電圧発生装置
			高周波電圧測定装置
			減衰器
			減衰量測定器
			高周波インピーダンス測定用素子
		レーザパワー測定器等	レーザビーム用光パワー測定器
			レーザビーム用光パワー発生器
			光ファイバ用光パワー測定器
			光ファイバ用光パワー発生器
			光電検出器
		電磁界測定器等	光減衰器
			アンテナ
磁界強度等発生装置			
密度、濃度、比重及び屈折度	密度・屈折率	固体密度標準器等	シリコン単結晶、固体密度標準、固体(金属、ガラス等を含む。)
		密度標準液等	密度標準液、液体(水、有機液体、水溶液体等を含む。)
		浮ひよう	密度浮ひよう、比重浮ひよう、酒精度浮ひよう等(衡量法)

			密度浮ひょう、比重浮ひょう、酒精度浮ひょう等(比較法)	
		振動式密度計	振動式密度計	
		屈折率標準液等	屈折率標準液	
			固体屈折率標準	
		屈折率計	屈折率計	
力	力	力計	JIS B 7728 による方法、ISO376 による方法	
			JIS B 7721 に準じる方法、ISO7500-1 に準じる方法	
			ASTM E74 による方法	
		一軸試験機	JIS B 7721 による方法、ISO7500-1 による方法	
			ASTM E4 による方法	
力のモーメント	トルク	トルク計測機器	トルクメータ	
			参照用トルクレンチ	
			手動式トルクツール	
		トルク試験機	トルク試験機	
			トルクレンチテスタ	
圧力	圧力	圧力計	重錘形圧力天びん	
			液柱形圧力計	
			機械式圧力計	
			圧力計	
		真空計	真空計	
			液柱差真空計	
		リーク計	標準リーク	
			リークディテクタ	
粘度及び動粘度	粘度	粘度標準液	粘度計校正用標準液、粘度校正液、ニュートン性液体	
		粘度計	細管粘度計、回転粘度計、振動粘度計	
熱量	熱量	熱量標準安息香酸	熱量標準安息香酸	
熱伝導率及び比熱容量	熱伝導率	熱伝導率測定器等	熱伝導率校正板等	
音響パワー及び音圧レベル	音響・超音波	音響測定器等	計測用マイクロホン	
			サウンドレベルメータ	
			音響校正器	
			オーディオメータ	
濃度	濃度	標準ガス	メタン標準ガス、プロパン標準ガス	任意に組み合わせた混合標準物質を含む。
			一酸化炭素標準ガス、二酸化炭素標準ガス	
			一酸化窒素標準ガス、二酸化窒素標準ガス、低濃度一酸化窒素標準ガス	
			酸素標準ガス	
			二酸化硫黄標準ガス、低濃度二酸化硫黄標準ガス	
			アンモニア標準ガス	
			ジクロロメタン標準ガス、クロロホルム標準ガス、1,2-ジクロロエタン標準ガス、トリクロロエチレン標準ガス、テトラクロロエチレン標準ガス、ベンゼン標準ガス、1,3-ブタジエン標準ガス、アクリロニト	

		<p>リル標準ガス、塩化ビニル標準ガス、<i>o</i>-キシレン標準ガス、<i>m</i>-キシレン標準ガス、トルエン標準ガス、エチルベンゼン標準ガス、アセトアルデヒド標準ガス</p> <p>エタノール標準ガス</p> <p>零位調整標準ガス、N₂/air 低濃度窒素酸化物用ゼロガス、N₂/air 低濃度二酸化硫黄用ゼロガス</p> <p>零位調整標準ガス(VOC 用)</p> <p>ベンゼン等 5 種混合標準ガス (ベンゼン、トルエン、<i>o</i>-キシレン、<i>m</i>-キシレン及びエチルベンゼン)、</p> <p>揮発性有機化合物 14 種混合標準ガス (1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、<i>cis</i>-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、<i>cis</i>-1,3-ジクロロプロペン、<i>trans</i>-1,3-ジクロロプロペン、塩化ビニル及び<i>trans</i>-1,2-ジクロロエチレン)、</p> <p>揮発性有機化合物 12 種混合標準ガス (1,1-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、<i>cis</i>-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、<i>cis</i>-1,3-ジクロロプロペン及び <i>trans</i>-1,3-ジクロロプロペン)、</p> <p>揮発性有機化合物 9 種混合標準ガス (ジクロロメタン、クロロホルム、塩化ビニル、1,2-ジクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、アクリロニトリル、1,3-ブタジエン及びベンゼン)、</p> <p>揮発性有機化合物 7 種混合標準ガス (アセトアルデヒド、トルエン、エチルベンゼン、スチレン、<i>o</i>-キシレン、<i>m</i>-キシレン及び <i>p</i>-キシレン)</p>		
	pH 標準液	<p>しゅう酸塩 pH 標準液、フタル酸塩 pH 標準液、中性りん酸塩 pH 標準液、りん酸塩 pH 標準液、ほう酸塩 pH 標準液、炭酸塩 pH 標準液</p>		
	pH 標準液以外の標準液	<p>ビスマス標準液、カルシウム標準液、カドミウム標準液、銅標準液、マグネシウム標準液、マンガン標準液、鉛標準液、亜鉛標準液、水銀標準液、タリウム標準液</p> <p>アルミニウム標準液、コバルト標準液、クロム標準液、鉄標準液、ニッケル標準液、バリウム標準液、モリブデン標準液、すず標準液、ストロンチウム標準液、ガリウム標準液、インジウム標準液、バナジウム標準液、ジルコニウム標準液</p> <p>アンチモン標準液、ひ素標準液、セレン標準液、テルル標準液、亜硫酸イオン標準液</p> <p>けい素標準液、ジルコニウム標準液、チタン標準液、</p> <p>金属 15 種混合標準液 (アルミニウム、ほう素、カルシウム、カドミウム、コバルト、クロム、銅、鉄、カリウム、マグネシウム、マンガン、ナトリウム、ニッケル、鉛及び亜鉛)</p> <p>塩化物イオン標準液、ふっ化物イオン標準液、臭化物イオン標準液、銀標準液</p> <p>りん酸イオン標準液、シアン化物イオン標準液</p> <p>アンモニウムイオン標準液、りん酸イオン標準液、</p>	<p>キレート滴定(直接滴定)による。</p> <p>キレート滴定(逆滴定)による。</p> <p>酸化還元滴定による。</p> <p>誘導結合プラズマ発光分光分析法による。</p> <p>沈殿滴定による。</p> <p>硝酸銀滴定による。</p> <p>酸塩基滴定</p>	任意に組み合わせた混合標準物質を含む。

			ほう素標準液	による。
			亜硝酸イオン標準液、硝酸イオン標準液、りん酸イオン標準液、硫酸イオン標準液、塩化物イオン標準液、ふっ化物イオン標準液、臭化物イオン標準液、臭素酸イオン標準液、塩素酸イオン標準液、亜塩素酸イオン標準液、けい素標準液 陰イオン7種混合標準液(ふっ化物イオン、塩化物イオン、亜硝酸イオン、臭化物イオン、硝酸イオン、りん酸イオン、硫酸イオン)	イオンクロマトグラフィー(陰イオン)による。
			カリウム標準液、ナトリウム標準液、リチウム標準液、ルビジウム標準液、セシウム標準液、ベリリウム標準液	イオンクロマトグラフィー(陽イオン)による。
			硫酸イオン標準液	沈殿分離キレート滴定法による。
			ジクロロメタン標準液、クロロホルム標準液、四塩化炭素標準液、トリクロロエチレン標準液、テトラクロロエチレン標準液、1,2-ジクロロエタン標準液、トルエン標準液、ベンゼン標準液、 <i>o</i> -キシレン標準液、 <i>m</i> -キシレン標準液、 <i>p</i> -キシレン標準液、1,1,1-トリクロロエタン標準液、1,1-ジクロロエチレン標準液、 <i>cis</i> -1,2-ジクロロエチレン標準液、1,1,2-トリクロロエタン標準液、 <i>trans</i> -1,3-ジクロロプロペン標準液、 <i>cis</i> -1,3-ジクロロプロペン標準液、トリプロモメタン標準液、プロモジクロロメタン標準液、ジブロモクロロメタン標準液、 <i>trans</i> -1,2-ジクロロエチレン標準液、1,2-ジクロロプロパン標準液、1,4-ジクロロベンゼン標準液、ホルムアルデヒド標準液、 揮発性有機化合物 23 種混合標準液(ジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリプロモメタン、プロモジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 <i>cis</i> -1,2-ジクロロエチレン、 <i>trans</i> -1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、 <i>cis</i> -1,3-ジクロロプロペン、 <i>trans</i> -1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジクロロベンゼン、 <i>o</i> -キシレン、 <i>m</i> -キシレン、 <i>p</i> -キシレン、ベンゼン及びトルエン)(内数により組み合わせ合わせた混合標準液を含む。)、 揮発性有機化合物 25 種混合標準液 (ジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、四塩化炭素、クロロホルム、トリプロモメタン、プロモジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、 <i>cis</i> -1,2-ジクロロエチレン、 <i>trans</i> -1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、 <i>cis</i> -1,3-ジクロロプロペン、 <i>trans</i> -1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジクロロベンゼン、 <i>o</i> -キシレン、 <i>m</i> -キシレン、 <i>p</i> -キシレン、ベンゼン、トルエン、1,4-ジオキサン及び <i>t</i> -ブチルメチルエーテル)(内数により組み合わせ合わせた混合標準液を含む。)、 フェノール類 6 種混合標準液 (フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール)	ガスクロマトグラフィーによる。

			<p>ル、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール及び 2,4,6-トリクロロフェノール)、 かび臭物質 2 種混合標準液 (ジオスミン及び 2-メチルイソボルネオール)</p> <p>o-キシレン標準液、m-キシレン標準液、p-キシレン標準液、ベンゼン標準液、トルエン標準液、 フタル酸ジエチル標準液、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル標準液、 フタル酸ジ-n-ブチル標準液、 フタル酸ブチルベンジル標準液 4-t-オクチルフェノール標準液、 4-t-ブチルフェノール標準液、 4-n-ヘプチルフェノール標準液、 ビスフェノール A 標準液、 4-n-ノニルフェノール標準液、 2,4-ジクロロフェノール標準液 フタル酸ジ-n-プロピル標準液、 フタル酸ジ-n-ペンチル標準液、フタル酸ジ-n-ヘキシル標準液、 フタル酸ジシクロヘキシル標準液、 ヘプタオキシエチレンドデシルエーテル標準液、 フタル酸エステル類 8 種混合標準液 (フタル酸ジエチル、フタル酸ジ-n-プロピル、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-n-ペンチル、フタル酸ジ-n-ヘキシル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシル、フタル酸ジシクロヘキシル及びフタル酸ブチルベンジル)、 アルキルフェノール類等 5 種混合標準液 (2,4-ジクロロフェノール、4-t-ブチルフェノール、4-n-ヘプチルフェノール、4-t-オクチルフェノール及び 4-n-ノニルフェノール)、 アルキルフェノール類等 6 種混合標準液 (2,4-ジクロロフェノール、4-t-ブチルフェノール、4-n-ヘプチルフェノール、4-t-オクチルフェノール、4-n-ノニルフェノール及びビスフェノール A)、 フェノール類 6 種混合標準液 (フェノール、2-クロロフェノール、4-クロロフェノール、2,4-ジクロロフェノール、2,6-ジクロロフェノール及び 2,4,6-トリクロロフェノール)、 ハロ酢酸 4 種混合標準液 (クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸及びブromo酢酸)、 全有機体炭素標準液、 陰イオン界面活性剤 5 種混合標準液 (デシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ウンデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、ドデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム、トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム及びテトラデシルベンゼンスルホン酸ナトリウム)</p>	<p>高速液体クロマトグラフィーによる。</p>
			<p>全有機体炭素標準液</p>	<p>全有機体炭素計による。</p>
中性子放出率 放射能、吸収線	放射線・放射能・中性子	X線測定器	<p>線量測定器</p> <p>線量測定用検出器</p>	

量、吸収線量率、 カーマ、カーマ率、 照射線量、照射線 量率、線量当量、 線量当量率、粒子 フルエンス、粒子フ ルエンス率、エネ ルギーフルエンス エネルギーフルエ ンス率、放射能面 密度及び放射能 濃度			線量計測素子
			放射線源
		γ 線測定器	線量測定器
			線量測定用検出器
			線量計測素子
			放射線源
		β 線測定器	線量測定器
			線量計測素子
			放射線源
			β 線照射装置
		γ (X)線核種	γ (X)線核種放射能線源
			γ 線核種放射能測定器
			光子線源
			液体シンチレーションカウンタ
			井戸型放射能測定器
			γ 線スペクトロメータ
		α / β 線核種	α / β 線核種放射能線源
			α / β 線放射能測定器
			荷電粒子線源
			α / β 線スペクトロメータ
			荷電粒子測定器
			液体シンチレーションカウンタ
		熱中性子測定器	フルエンス測定器
			フルエンス計測素子
			線量測定器
			線量計測素子
		速中性子測定器	フルエンス測定器
			フルエンス計測素子
			線量測定器
			線量計測素子
		中性子線源	中性子線源
			中性子放出率測定器
光子線・電子線測 定器	線量測定器		
	線量測定用検出器		
	線量計測素子		
硬さ	硬さ	ロックウェル硬さ 試験機等	ロックウェル硬さ試験機
			ロックウェル硬さ標準片
		ビッカース硬さ 試験機等	ビッカース硬さ試験機
			ビッカース硬さ標準片
ブリネル硬さ 試験機等	ブリネル硬さ試験機		
	ブリネル硬さ標準片		
湿度	湿度	湿度測定器等	露点計

			通風乾湿計
			電子式湿度計
			熱伝導率式湿度計
			湿度発生装置

附則

この規程は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 10 月 22 日から施行する。

附則

この規程は、平成 30 年 12 月 26 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 3 日から施行する。

附則

この規程は、令和 2 年 6 月 25 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 1 月 20 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 8 月 17 日から施行する。

附則

この規程は、2024 年 2 月 7 日から施行する。

附則

この規程は、2024 年 6 月 28 日から施行する。

附則

この規程は、2024 年 8 月 1 日から施行する。

今回の改正のポイント

1. 主な変更内容

- 校正手法の区分の呼称に「光子線・電子線測定器」及び当該区分の呼称に含まれる計量器の種類の追加
- 区分の名称「放射線・放射能・中性子」計量器等の種類において、各測定対象量別に種類分けを行った。

2. 変更理由

- 計量法第 135 条第 2 項の規定に基づく公示及び計量法施行規則第 90 条の 2 ただし書に基づく公示に基づき、放射線・放射能・中性子分科会にて、公示の内容を反映することを決議
- 放射線・放射能・中性子分科会にて、計量器等の種類を測定器と検出器に分類することを決議

本文の変更箇所は、下線で記す。